

事業主の皆さんへ 償却資産申告をお願いします

償却資産とは、会社や個人で工場、商店または農業などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの有形固定資産のことです。

申告の内容

- ①構築物（広告塔・テナント改装など）、②機械および装置（コンベア・ブルドーザーなど）、③車両および運搬具（フォークリフト・ローラなど自動車税ならびに軽自動車税の対象となるものを除く）、④工具器具および備品（机・イス・パソコンなど）

このような事業用資産を持っている人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を申告することになっています。

※前年申告のある人は、後日申告書を送付します。
※新規事業者または事業用資産をお持ちで申告書の送付が無い場合は、お手数ですが市役所税務課固定資産税係まで問い合わせください。

申告期限 1月31日（火）※郵送でも受け付けます。

問い合わせ先 税務課固定資産税係

個人事業者の皆さんへ

個人事業者の人で、平成15年分の収入金額（課税売上高）が1千万円を超えていた人は、平成17年分は消費税の課税事業者となっており、平成18年3月31日までに消費税の確定申告と納付が必要となります。

なお、課税事業者の納付する消費税額は、課税期間の売上げに対する消費税額から仕入れや経費に含まれる消費税額を控除（仕入税額控除）して計算しますから、売上げ、仕入れなどに係る取引に関する事項を記録した帳簿および請求書などの書類

の保存が必要となっています。

また、仕入税額控除を受けるためには、簡易課税制度を選択した場合を除き、取引事実を記録した帳簿に加え、取引先から受け取った請求書なども保存しておく必要があります。

これらの帳簿などの保存期間は、その課税期間の確定申告期限の翌日から7年間です。

消費税についての帳簿の記載事項や確定申告書の作成方法などについて、分からないことがある場合は、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

問い合わせ先 菊池税務署 ☎(25)2121

家屋の解体届と未登記家屋の異動届はお早めに

平成18年度の固定資産税の基準日は、平成18年1月1日です。

家屋を解体して、建物滅失登記をしない場合や、未登記建物の所有権が移転している場合は、届出書の提出をお願いします（手続きをしない場合は誤って課税されることがあります）。

届出書や添付書類など詳細については、市役所税務課固定資産税係まで問い合わせください。

問い合わせ先 税務課固定資産税係

わいふ一番館だよ！

問い合わせ先 菊池市文化会館 ☎(24)1101

野中千絵詩画展

野中 千絵

期間：1月17日（火）～1月29日（日）

小さい時から書き溜めてきた詩を、20歳になった記念に詩集「のほほん」として自費出版しました。その中の詩を、流木や板、その他色々な物に書いて展示します。ありのままの自分が表現できたらいいなと思っています。

わいふ一番館(まちづくり寄合所)で出展してみませんか？

まちづくり寄合所1階ギャラリーでは、出展する人を募集しています。個人やクラブ・サークル活動で作った作品などを多くの人に見てもらいませんか？もちろんプロの人も大歓迎です。

また、2階和室は、文化活動の発表やまちづくりに関する活動の場として誰でも利用できます。



「にせ税理士」にご注意！

所得税並びに消費税および地方消費税の確定申告の時期になりました。決算書や申告書などの税務書類の作成などを依頼する場合は、その人が正規の税理士であるかよく確かめましょう。

税理士の資格のない人が、税務代理や税務書類の作成、税務相談をすること（いわゆる「にせ税理士」）は、税理士法で固く禁じられています。

また、「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、税務署からの問い合わせや調査を受けることになる可能性があります。

「にせ税理士」にご注意！

けることになっても、あなたに代わって答えることができないなど、結果的にあなた自身が大きな迷惑を受けることになりま

十分にご注意を！

問い合わせ先 菊池税務署 ☎(25)2121

雛人形をお借りできる人を募集しています

平成18年2月から3月末まで、第3回わいふのひなまつりを開催します。

開催にあたって、今回も各家庭にある雛人形をお借りして、菊池夢美術館に飾らせていただきます。と思っています。



問い合わせ先 菊池温泉旅館組合 ☎(25)2926

募集締め切り 1月31日（火）
問い合わせ先 菊池温泉旅館組合 ☎(25)2926

そこで、自宅にある雛人形をお借りできる人を募集しています。

菊池夢美術館を「おひなまつり」で埋め尽くし、たくさんの人に見ていただきたいと思っています。

市民の皆さんの協力をお願いします。

年金受給者の皆さんへ

平成17年分から、年金課税について次の改正が行われました。

- ①老年者控除（50万円）の廃止
- ②公的年金控除の65歳以上の方の上乗せ措置が廃止

ただし、65歳以上の人の公的年金等控除の最低補償額については、50万円加算して、120万円とする特例措置が講じられています。

これらの改正について、次の日程で説明会を開催します。

確定申告に直接影響する内容ですので、対象者に該当する人は、ぜひ、出席いただきますようお願いいたします。

対象者

65歳以上の年金受給者で、公的年金などの収入が120万円を超える人

説明内容 税制改正の内容など

※確定申告書の作成指導は行いません。

説明会日程 説明会は約30分間程度を予定しています

※説明会の会場と日時は次のとおりです。最寄りの会場にお越しください。

場所	開催日
菊池市旭志小原240 菊池市旭志 多目的研修センター	1月12日(木)午前10時から
菊池市巨32 菊池市文化会館小ホール	1回目 1月12日(木)午後1時30分から 2回目 " 午後2時30分から
菊池市七城町甲佐町72-1 菊池市七城公民館 文化ホール	1月13日(金)午前10時から
菊池市泗水町福本242-1 菊池市泗水公民館大研修室	1月13日(金)午後1時30分から

よくある質問に、お答えします

質問

なぜ、65歳以上の人は、これまでより税金を多く納めるようになったのですか？

回答

日本は高齢化が急速に進展しています。国民が元気で、安心して暮らしていくには、お年寄りも含めたすべての国民で社会を支えていく必要があります。

このため、お年寄りや若い世代との間での世代間の税負担の公平、所得に格差のあるお年寄りの間での世代内の税負担の公平を確保するため、年齢だけを基準に若い世代と比較して特別に優遇している措置が見直されました。

～財務省作成「平成16年度税制改正」8～9ページ「少子化高齢社会への対応」から抜粋～

※税制改正に関する問い合わせ先

財務省主税局
☎03(3581)4111(代表)
内線5540

問い合わせ先
菊池税務署 ☎(25)2123
または 菊池市役所税務課

農業用機械の軽油引取税免税証の申請

農業用の機械に使用する軽油免税手続きについて、次の日程で実施します。

受付日

- ・単独で申請する人
1月23日（月）～26日（木）
- ・共同で申請する人
2月3日（金）

受付時間

午前9時～午後4時
※ただし、正午から午後1時までを除く。

受付場所

熊本県菊池総合庁舎
1階第4会議室

必要書類

- ①免税軽油使用者証
- ②耕作証明書（農業委員会交付）
- ③免税機械の所有・使用証明書（市税務課交付）
- ④免税機械の写真（前・横・後の3枚）
- ⑤印鑑（認印で可）
- ⑥免税軽油の引取り等に係る報告書（第43号の6の2様式）
- ⑦免税証交付申請書付表1（実績表）
- ⑧免税証交付申請書付表2（販売店証明）
- ⑨未使用の免税証
- ⑩申請者本人を確認する書類（運転免許証など）

注意事項

- 初めて申請する人は②～⑤および⑩
- 免税軽油使用者証の有効期限が平成18年2月28日までの人、もしくはそれ以前の人、①～⑩
- 免税軽油使用者証の有効期限が平成19年2月28日の人、①～②および⑤～⑩
- 免税軽油使用者証の有効期限が平成19年2月28日の人で、免税機械の変更がある人は、①～⑩
- 初めて申請する人は、本人が来られないと受付できません。
- 報告書は裏面まで記入してください。
- 免税証交付申請書付表2は、必ず販売店の証明印をもちつてきてください。

問い合わせ先

熊本県菊池地域振興局
税務課課税係

☎(25)4111
内線335

